

防災訓練等(上限:2万円)

補助対象経費になる？ならない？

防災安全課では、自主防災会等が主催する次の費用を補助対象経費として、補助金を交付します。

1 防災訓練の実施に係る以下の費用

- (1) 訓練に要する消耗品費(炊き出し訓練用材料費、燃料及び訓練参加記念品等)
- (2) 印刷製本費(ちらし作成費等)
- (3) 傷害保険料

2 ワークショップの実施に係る以下の費用

- (1) 消耗品費(文房具等)
- (2) 印刷製本費(ちらし、防災マップ作成費等)
- (3) 講師報償費
- (4) 講師旅費
- (5) 会場使用料

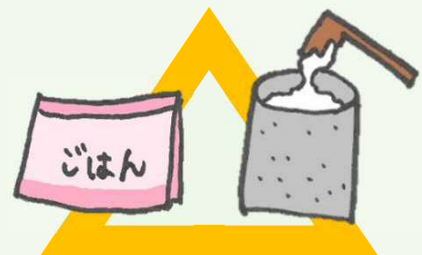
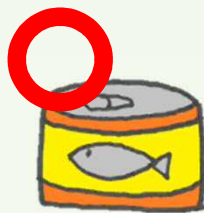
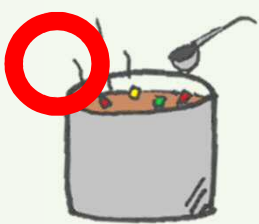
この他にも必要に応じて、対象経費になり得る費用がありますので、この資料を基に対象経費に該当するものかを確認してください。

※資料に記載していない経費で判別がつかない場合はご相談ください。

炊き出し訓練の材料費

炊飯装置を使用した炊出し訓練(豚汁、カレー、ぜんざいなど)の材料費は認められます。また、停電や断水などを想定した缶詰めを使用する調理訓練の材料費も認められます。

防災倉庫の資機材を使用しないおにぎりやお弁当の配布、非常食の試食体験、バーベキューや餅つきの費用は認められません。



炊飯装置を使用して
お湯を沸かす場合

お茶代

訓練時の水分補給としてのお茶や水等(スポーツドリンク含む)は認められます。

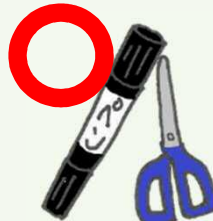
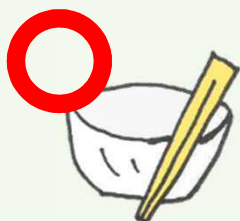
ジュースやお酒代、喫茶店でのお茶代は認められません。



消耗品費

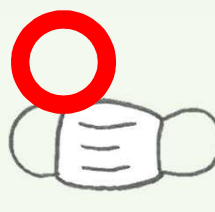
炊き出し訓練に使用する什器類や燃料、訓練への参加呼びかけに要するチラシの作成費、文房具などは消耗品費として認められます。ただし、用途や数量が適当であると確認できる場合のみです。防災倉庫等に備蓄するのみの場合は認められません。

なお、訓練等は実施しないが、啓発冊子等を防災啓発と併せて配布する場合は対象となります。



訓練参加記念品

訓練参加記念品は防災に関するもの（防災グッズ、備蓄用の飲食物など）であれば認められます。一般的なジュースやお菓子は認められません。



【長期保存用であること】

感染症対策用品購入費

マスクや体温計等、感染症対策のための消耗品や備品の購入費は、訓練等で使用する場合は認められます。ただし、防災倉庫等に備蓄するのみの場合は認められません。



訓練等で使用

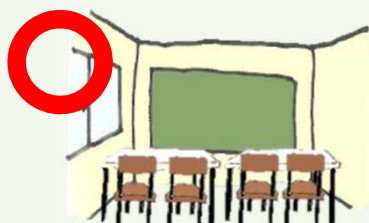


備蓄するのみ

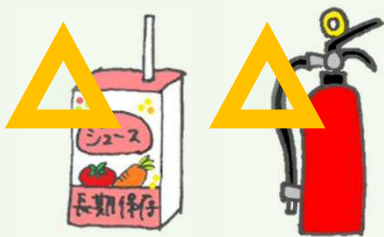
会場使用料

訓練の打合せや防災講話等を実施した時の会場使用料は認められます。

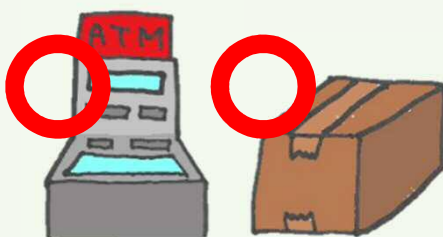
訓練の会場の貸出しや、設営および片付けの協力に対する謝金や手土産品等は認められません。



その他



備蓄食料や防災資機材の購入費は、訓練等で使用する場合には認められます。ただし、防災倉庫等に備蓄するのみの場合は認められません。



物品購入などに要する振込手数料や送料は認められます。



訓練の際に掛けた保険料は認められます。



道路使用申請に必要な収入印紙代は認められます。



防災活動用のビブスの購入費は認められます。



訓練や会議に使用する防災に関する図書の購入は認められます。



資機材の廃棄料は認められません。



消耗品の購入等に要する駐車場代や交通費は認められません。



負担金は認められません。事業のために使用されており、その用途が証明できる場合は、ご相談ください。